

令和8年7月17日
山形県公立大学法人

職員の懲戒処分について

次のとおり、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

1. 処分を受けた職員

山形県立米沢栄養大学 健康栄養学部 健康栄養学科 教授（50歳代、男性）

2. 処分の量定

停職9月

3. 事案の概要

山形県立米沢栄養大学教員による同僚教員の研究室への不法侵入行為
(違反行為の概要)

当該職員は、令和7年8月30日（土）19時頃及び同年9月2日（火）5時頃に各1回、同月4日（木）23時頃から翌5日（金）2時30分頃までの間には断続的に出入りする形で、合計3回にわたり、大学に無断で複製したマスターキーの合鍵を使用して、同僚教員が使用・管理する施錠された研究室に、当該教員の承諾なく入室し、机上資料等を確認した。この合鍵は、3ないし4年前に、大学の事務局から一時的に借用したマスターキーを大学に無断で許されない行為であると認識しながら複製したものである。

なお、無断入室した研究室における破壊行為や物品の持出し行為等の事実は確認されていない。

当該職員は、大学側の調査に対して、これら非違行為を行った事実を認めており、被害者や大学等に対して謝罪の言葉を述べている。また、警察による家宅捜索が行われた令和7年9月11日以降、自宅待機措置を命じられており、令和8年4月7日、建造物侵入の罪で罰金20万円の略式命令を受けている。

4. 処分の日

令和8年7月17日

以上